

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準

令和2(2020)年3月20日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年3月21日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

イベントの実施の可否については、一律に中止や延期を求めるものではないが、屋内及び屋外ともに、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、下記2の感染防止対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模（参加人数、参集する範囲）
- ② 開催場所（換気の状態）
- ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2）の「クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場合はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡が必要とれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。